

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化に係る経過措置について

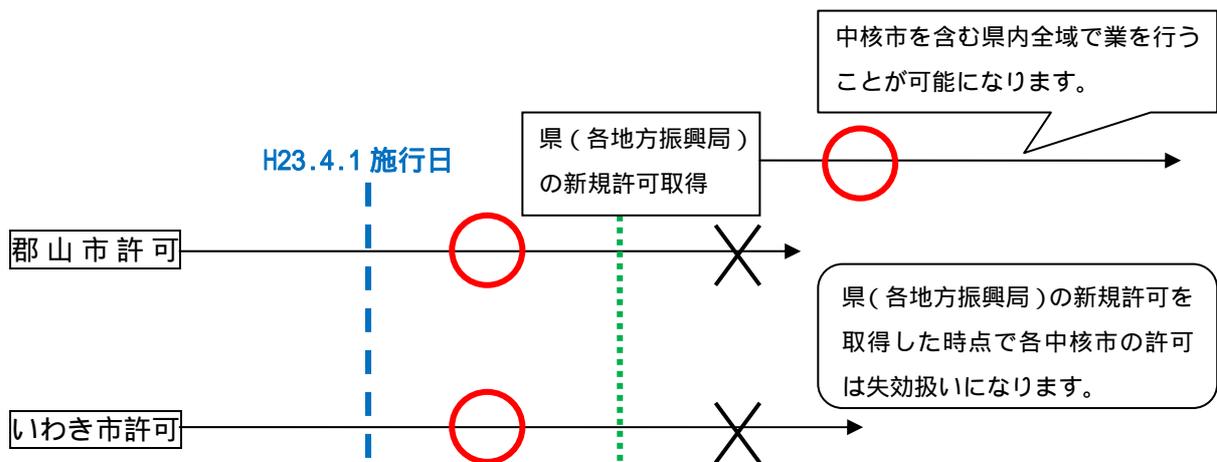
福島県生活環境部産業廃棄物課

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(積替え保管なし)の許可の合理化に伴い、既に県(各地方振興局)や中核市の許可を取得している収集運搬業者の方に対して、平成23年4月1日から既存の許可の有効期限までは、その業を行うことができる経過措置が設けられました。

経過措置についてのイメージ図

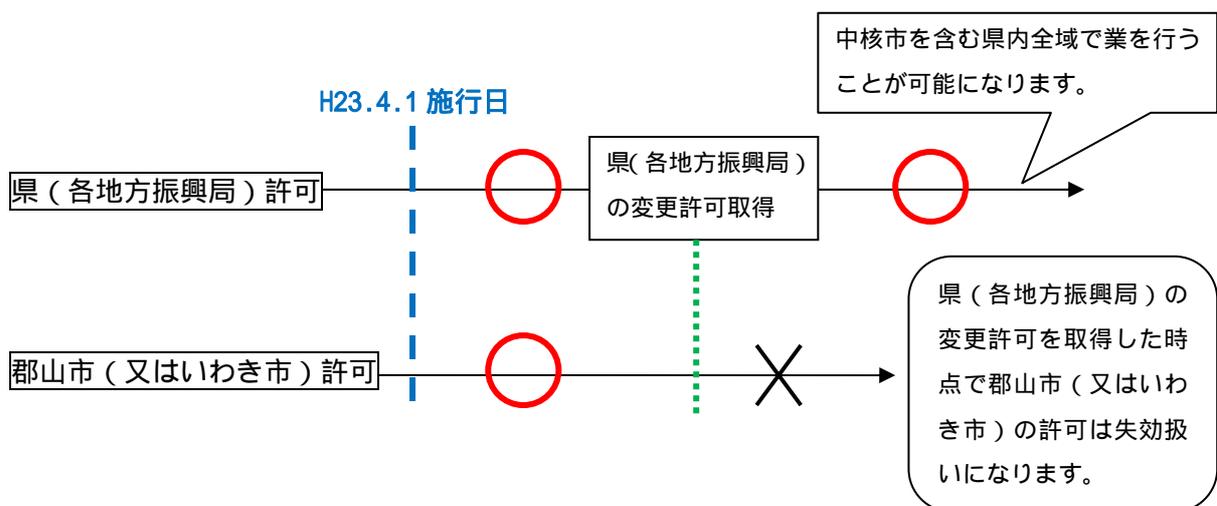
【例1】

県(各地方振興局)の許可がなく、各中核市の許可(品目は同じ)を有しており、県(各地方振興局)の新規許可(品目は各中核市と同じ)を取得する場合



【例2】

県(各地方振興局)、郡山市(又はいわき市)の許可を有しているが、県(各地方振興局)の許可品目が郡山市(又はいわき市)の許可品目より少ないため、県(各地方振興局)の許可品目に不足している品目を追加する変更許可を取得する場合



なお、県(各地方振興局)の許可を有している場合であっても、中核市の管轄する地域で積替え保管行為を行う場合は、その地域を管轄する中核市長の許可を取得する必要があります。